事 務 連 絡 平成25年1月30日

各指定訪問リハビリテーション事業所 各指定通所リハビリテーション事業所 各 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所

> 岡山県保健福祉部 長寿社会課 事業者指導班

短期集中リハビリテーション実施加算の取扱いについて

このことについて、平成20年10月24日付け事務連絡を行っているところですが、介護保険法(平成9年法律第123号)及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)の改正に伴い、別紙のとおり変更いたします。

今後も適切に処理されますようよろしくお願いします。

短期集中リハビリテーション実施加算 Q&A

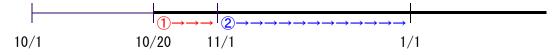
- Q1 短期集中リハビリテーション実施加算の算定に当たっては、退院(所)日又は認定日から起算することとなっているが、「認定日」とは市町村の認定年月日のことなのか、それとも認定有効期間初日のことなのか。
- A 1 「認定日」とは、法第 1 9 条第 1 項に規定する要介護認定を受けた日であるが、 法第 2 7 条第 8 項により、要介護認定はその申請のあった日にさかのぼってその効力を生 ずるとされていることから、認定有効期間初日が認定日である。(厚生労働省確認済み)
- Q2 既に認定年月日を起算日として算定している場合は、どのように取扱えばよいのか。
- A2 既に認定年月日を起算日として算定している場合には、起算日を変更する必要はないが、 平成21年1月1日以降の算定は、Q1のとおり取扱うものとする。
- Q3 「認定日」には、更新・変更認定は含まれないのか。また、要支援から要介護となった場合はどうか。
- A3 法第28条、法第29条に規定する更新・変更認定は含まれないが、要支援から要介護 となった場合は含まれる。
- Q4 「認定日」が認定有効期間初日とすると、市町村の認定年月日以降に短期集中リハビリテーションを開始した場合、1月以内の期間に行われた場合の単位(120単位・・・通所リハ)を算定できる期間が、非常に短くなるのではないか。
- A 4 暫定ケアプランを作成することにより、算定期間は確保される。 (参考例を参照のこと)

(参考例) 認定有効期間初日…10/1 認定年月日…10/20

①…加算 1 (120単位) ②…加算 2 (60単位)

(太線が短期集中リハ実施期間で、矢印が加算の算定期間となる。)

〇 認定年月日以後に短期集中リハを開始した場合



〇 暫定ケアプランを作成し、認定年月日以前から短期集中リハを開始した場合

